副校長がつかさどる校務の範囲に関する基準

制定 平成 2 0 年 4 月 1 日 教育長決定要綱第 6 号 改正 平成 2 0 年 7 月 1 日 教育長決定要綱第 16 号 改正 平成 2 8 年 3 月 3 1 日 教育次長決定要綱第 44 号

- 第1 この基準は、品川区立学校の管理運営に関する規則(以下「規則」という。) 第7条第4項の規定に基づき、品川区立学校に設置する副校長がつかさどる校務 の範囲を定めることを目的とする。
- 第2 規則第7条第4項に規定する「副校長がつかさどる校務の範囲」は、品川区 立学校事案決定手続規定第3条別表のうち原則として以下のとおりとする。
 - (1)職員の週休日の指定、週休日の勤務および変更、休日勤務および代休日の指定、休暇ならびに育児休業、育児短時間勤務および部分休業に関すること。
 - (2) 職員の出張(海外への出張を除く。)の命令に関すること。
 - (3)職員の欠勤、早退その他の届に関すること。
 - (4)職員の研修(海外派遣研修を除く。)命令に関すること。
 - (5) 非常勤講師の勤務時間、年次有給休暇および出張等に関すること。
- 第3 副校長は、前項の規定により委任された事務に係る事案の決定にあたり、当該事案に重要かつ異例の事態が生じたときは、校長に当該事案の決定を求めることができる。

附則

- この基準は、平成20年4月1日から施行する。
 - 附則
- この基準は、平成20年7月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成28年4月1日から施行する。